

規制・制度改革に関する分科会
第2ワーキンググループ（エネルギー）（第3回）
議事概要

1. 日時：平成24年1月12日（木）13:28～15:43
2. 場所：永田町合同庁舎第1共用会議室
3. 出席者：
（委員）安念潤司（分科会構成員）、大上二三雄（分科会構成員）
伊東千秋、伊藤敏憲、金谷年展、松村敏弘
（政府）宮本行政刷新会議事務局次長、高島参事官、小村参事官
（事業者）一般社団法人日本ガス協会、株式会社エネット、株式会社エナリス
4. 議題：
 - （1）開会
 - （2）委員提案について
 - （3）閣議決定事項のフォローアップ調査結果報告（第2WG関係）
 - （4）フォローアップの実施について（第2WG関係）
 - （5）エネルギーに関する事業者ヒアリング（その他分野）
 - （6）意見交換
 - （7）閉会
5. 議事概要：

○小村参事官 それでは、時間になりましたので「規制・制度改革に関する分科会 第2ワーキンググループ（エネルギー）（第3回）」会合を開催させていただきます。

皆様方には、御多用の中、御出席いただき誠にありがとうございます。今日は非常に気温が寒い中、非常に大きな会議室ですので本当に寒いと思いますけれども、済みません、エネルギーに関する打ち合わせでございますので、幾らかそういうところを含めて御容赦いただければと思います。

過去2回のワーキンググループでは、再生可能エネルギーに関するヒアリングとして、太陽光、地熱、風力、小水力、バイオマスに関して現状の課題と規制・制度改革要望を伺ってきたということでございます。

本日は、幾らか別の切り口で、エネルギーに関する事業者さん、関連している方をお呼びしておりますので、事業者ヒアリングについても行います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、安念委員にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○安念委員 どうもありがとうございました。

皆さん、明けましておめでとうございます。本年もどうぞ引き続きよろしく願いいたします。

それでは早速、議題2の「委員提案について」に移らせていただきます。

資料1を御覧ください。第2ワーキング「検討項目 委員提案一覧」でございます。初回ワーキングにてお願いしておりました委員提案につきまして、表紙に御提案をいただきました伊東委員と金谷委員、通し番号と提案一覧、規制改革事項一覧を書いております。

それでは、伊東委員から順番にポイントだけ御説明をいただけますでしょうか。

○伊東委員 駐車場とか駐輪場に太陽光発電をするに当たって、本来は建築確認申請だけでいいはずですがけれども、実際には許認可を行います地方自治体の方は認可を前提として許可を与えるようでございますので、趣旨に沿って、申請だけでもいいと御指導をしていただければと思っております。

以上でございます。

○安念委員 申請だけでいいということですね。認可というのはどの認可のことでしょうか。

○伊東委員 本来は認可が必要ではないはずなのに、認可がないと事実上、工事が同時進行できないと。

○安念委員 そう誤解して思われているということですか。

○伊東委員 現実にはそうなっています。

○安念委員 分かりました。

本当のところの法制度はどうなっているかについて周知をしてくれという趣旨でございますね。

○伊東委員 そうです。よろしく願いいたします。

○安念委員 分かりました。ありがとうございました。

何かこれについて御質問等がございましたら。

よろしゅうございますか。

また元へ戻っていただいても結構です。

それでは、2～7につきまして、お願いいたします。

○金谷委員 私も大体概要は書いてあるので、簡単に。

今まで比較的、もう既にいろいろ出てくる、ないしは出てくると想定されるものを除いてこういったところをカバーすることが今後の日本のエネルギー、省エネルギーとかエネルギーセキュリティーとか、そういったものに貢献し得る上に、経済的に相当メリットがあるけれども、手をつけていないなというところだけ挙げてみました。

1つは住宅に関するところで、これは逆に規制の強化というか、省エネルギー基準の義務化の議論は前からあるんですけれども、これは今のところ推奨基準ということできなくて、今、世界的には中国なども、アメリカもですけれども、かなり強い義務化をし

てきている中で、日本は改めて推奨基準のままきているということがあり、これについては省エネルギーの基準の強化とそれを義務化していくのが必要なことだろうという件です。

もう一つは、省エネリフォームをしていく上で、実は、防火というのが本当に現実的に今の防火基準というのが実態を反映させているかという意味で、防火範囲で延焼のおそれのある部分を本来こんなところまで規定しなくていいところまでというのは、日本だけ非常に広範囲を規定している部分を、その必要はないだろうということで、実はこれだけでいろいろ断熱リフォームなどが5分の1のコストでできたりするところがあります。

工場立地法の件はかぶっているのです。

意外と抜けていたのは、中規模火力発電所に関して実は、大規模な部分と小規模のコージェネの部分はだいぶいろいろあるんですけども、中規模の火力についての環境アセスメントの手続について挙げさせていただいたのと、天然ガスシフト促進における高圧ガス製造所における資格者要件の緩和と、こんなところを何となくぼつぼつ追加しておいたらいいなということを入れてみました。

今日、1枚だけ追加資料を入れたのが、これは3月までの閣議決定という案件ではないのですが、非常に大きい案件なので入れさせていただいたのは、自動車の排ガス規制が日本のポスト新長期規制とユーロ6、ヨーロッパの基準が微妙に違っていて、このダブルのスタンダードが、日本の自動車メーカーにとっても非常にデメリットが大きい上に、今後、クリーンディーゼルとか天然ガス自動車とか、かなり日本の燃料多様化に資するものの普及を大きく妨げているという点です。特に韓国はこういった基準をEUに合わせることで、韓国では自動車会社の競争力が一気に増してきております。さらにアジアは全部ユーロ基準にのっかっていくので、中国とかその辺を見据えて、日本みたく小さなマーケットだけ違う基準にしておくのは非常に、もはや意味がない。昔のように公害がかなり深刻化しているときは相当重要だったのですが、今、ここまで、以前の99%排出減までできているところで、その中の更に細部にわたって走行パターンとかいろいろなもので細かい違いが出てくるのは、グローバル商品で、量産化の、いわゆるコストダウンメリットの大きな自動車にとっては非常にデメリットだということで挙げさせていただきました。

以上でございます。

○安念委員 ありがとうございます。

今の自動車の件は追加資料の方でございますね。どうもありがとうございます。

何か御指摘いただくことはございませんでしょうか。

金谷先生、延焼のおそれのある部分というのは、私も余りよく覚えていないのですが、確か壁面の距離で定義するのでしたね。

○金谷委員 実質的にあまり必要ないところまで入ってきてしまうので。本当はそっちは全然、こっちからの延焼には要らないですね。

○安念委員 それは外国では大体そうになっているんですか。

○金谷委員 外国ではそうになっています。アメリカとかでもそうになっているので、日本だ

け過度にそこまで。

○安念委員 これは建築基準法で、確か1950年か何かにできて、もともと日本の家屋だから紙と木でできているという、そういう前提の規制ですね。

○金谷委員 だから、相当火が遠くまで回るといふ。強風のときどうだとかいろいろ話になったときにはあれですが、もうほぼそういう必要はないのではないかなと思います。

○安念委員 どうもありがとうございます。

それでは、また後で戻っていただいてもよろしいということで、例によって進めさせていただきます。

とりあえず、議題3の「閣議決定事項のフォローアップ調査結果報告」に移らせていただきます。

事務局の小村参事官より御説明をお願いいたします。

これは6日がデッドラインのやつでしたね。どのぐらい集まりましたか。

○小村参事官 6日を締切りとし、この会議があることも各省にお示しして、一時的な回答については各省から頂いております。ただ、幾らか言葉が統一的でなかったり、事実関係、表現の問題で分かりにくいものについて追加でこちらからお聞きして、より分かりやすい表現に変えるという可能性がありますので、そういった意味では、この会議での暫定版ということでお考えいただきたいと思ひます。

加えて、先般から事業者との話で足りない部分についてもヒアリングしていますので、個々の説明についてはここで一個一個することは避けませんが、府省におひでの取組ということで、府省側の回答、11月30日時点のものがここにまとまっているということです。事務局側でも精査いたしますが、御覧いただければということでお付けしております。

よろしくお祈ひします。

○安念委員 ただいまの御説明について何か御指摘いただく点がございましたら。

これは、去年の11月末日時点のものだから、理屈の上では、今年度末までにまた多少進化したりすることはなくはないという、そういう話ですか。

○小村参事官 そうですね。期限が来ているものについては、正しくやっているかやっていないかということですが、期限が来ていないものについては、ここまでの取組とこの後の予定を書いてくれという形になっていますので、それと加えまして、現時点の環境変化も踏まえてどういう形で進めていくかを御検討いただくということになるかと思ひます。

○安念委員 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、一当たり御説明をいただくことにして、議題4の「フォローアップの実施について」に移らせていただきます。

同じく小村参事官から御説明をお願いいたします。

○小村参事官 資料3が「フォローアップの実施について」ということで、先ほどの帳票自体にも関連いたしますが、ここまでのどのようにやってきたかということに記載してある

ものでございます。

<フォローアップの対象範囲>ということで、これらは今まで既存の決定事項、決定された改革事項についてフォローアップ調査をしております。先ほど安念委員からもございましたけれども、期限について到来していないものも含めて記載をする形になっております。全体で78項目ありまして、重複が7ありますので、全体では71という項目になります。当初、このワーキングの立ち上げ趣旨の中でもお話しいたしましたが、エネルギー・環境会議の重点項目、あと詳細リストの方と重複しておるところもございます。

エネルギー・環境会議については、12月21日に重点項目についての進捗状況報告がありました。これらは後ろに参考資料1ということで、各府省から提出された資料をお付けしておりますので、これについても御参酌いただければと思います。重なり合いのある部分については、それらと施策的には同一でございますので、もちろん当方のフォローアップの内容についても整合性をもって記載するよというようにお願いをしております。

この後、後ろにあります別紙の「分析・検証の着眼点」というもので事務局サイドとしては見ていきたいと思っています。実は、エネルギーのみならず、全体のフォローアップと共通するものも多々ございますが、実施されているものについては、きちっとそういった改革の趣旨、方向性を踏まえた実施になっているかということの基本を見ていくと。改革事項が実施されていない場合については原因が何か。最も顕著なものは法案が通りませんでしたという、府省側の責任ではないものがあるんですが、そういったものもまれにございますけれども、それがなされていない場合には、原因は何かという検討が続いてなされているかということと、将来的に達成時期が遅れているが、明確になっているかという部分。そういったもの等々について見ていきたいと思っております。

時間の経過、状況変化に照らして更に行うべき見直しも当然、対象としておりますので、現時点でもう一度、洗い直していただいて、どういったところを対象に上げていくかを御検討いただきたいということで、今日もそうですし、この後の作業についても事務局がこういった着眼点で当たりながら、委員の方と作業を共有していければと思っております。

資料4につきましては、細々全て点検したというわけではございませんが、12項目ほど大きくくりにしてこういう分野についてこの後、ヒアリング対象項目としていったらどうかということで、先般からの事業者の方のヒアリングも踏まえて事務局側でリストアップさせていただいて、この場で御議論いただければと思っている資料でございます。

それぞれ12項目については、対象範囲をやや広めに、いろいろな重なるものもあるのですが、設置のところから、系統の部分から、あと、いろいろなそれぞれのエネルギー種別ごとの課題点を広めに網羅できる形で、こういうものを深掘りしていく、確認点があるところについて各省に聞いていくということではいかかと思っておりますので、御議論いただければということをお願いいたします。

○安念委員 では、お諮りいたします。

いかがでございましょうか。

省庁ヒアリングをやるということは、当分科会としては本腰を入れてやるという気合いの入れどころを見せているわけで、別に他の項目についてはやりませんという意思表示をしているわけでは毛頭ない。これに追加しても構わないわけですが、少なくともこれだけは深掘りしましょうと、こういうことですね。それが事務局の御提案ということです。

いかかでございますでしょうか。

この12項目でも結構ですし、先ほどの、数え上げれば78項目、重複を除けば実質71項目、その中からとりわけこれはもう是非というものがございましたら、挙げていただきたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

○伊藤委員 時間制約もございますから、挙げていただいたものを優先的に。

○安念委員 とにかくやると、そういうことでよろしゅうございますか。

しかし、3月の末までに一応、成果にしなければいけないんですね。

そうなると、かなりこのフォローアップはタイトにやっていかなければなりませんね。

では、先生方の御尽力をよろしくお願いいたします。

それでは、この12項目はとにかくやるということで進めさせていただきたいと存じます。

とにかくこれでやるわけですが、時間割を決めなければなりません、この点については、先生方の御都合を伺いながらですが、事務局と私の方で相談をいたしまして、具体的な時間割を定めさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○安念委員 かなりタイトになると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○大上委員 これは、相手はそれぞれまとめてやるわけですね。1項目ずつやるわけではないのですか。

○安念委員 普通はまとめましたが。

○小村参事官 省庁に、ある程度固まりをつくって出てきてもらって議論できればと思っています。今、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国有林野の関係で財務省が入る形になっていますので、主要なところで言うと、4省とお話をして、日程を決め、項目の時間を割り振っていく形で考えたいと思います。

○大上委員 では、4回を考えているわけですね。

○小村参事官 4枠。その調整を基本にしていきたいと思います。

○安念委員 ただ、それぞれの項目によって所管課が違っていることが多いから、結構時間はかかると思いますね。

○大上委員 そうですね。でも、やらないとしようがないね。

○安念委員 やらなければしようがないです。

○大上委員 やっても、先ほど。

○安念委員 やってもねと、最初からそういうことをおっしゃらないで。

○大上委員 いや、伊東委員から話があった、前回、フォローアップで周知徹底しますなどと言われていた建築基準法上の屋上の太陽光パネルの設置に関する扱いがいまだに周知

徹底されていないということもあるわけですからね。

○安念委員 少なくとも、ヒアリングをやって、やる気のあるところを示さないといつまでたっても進みませんからね。

では、とにかく12項目はやりましょう。

詳細については、追って事務局から御案内を差し上げるという段取りでございます。

それでは、議題5、事業者ヒアリング、その他分野に移らせていただきます。

各事業者からのヒアリングに先立って、参考資料2について、小村参事官から御説明をお願いいたします。

○小村参事官 これも中身については説明を割愛させていただきますが、政府の中で幾つかのエネルギー関連の会議体が動いております。23年10月末に設置された経産大臣が議長を務める「電力システム改革に関するタスクフォース」というのがございまして、その中で電力システムについての改革を文字通り検討しているということでもあります。我が方は、幾らか今回、再生可能エネルギーを中心にその外回りということで論点を広げていっていますが、幾らかこういったものの動きを見ながらという意味で御参考になると思いますので、12月27日付けで行った論点整理について机上に配付させていただいております。御参考としていただきたく、お願いいたします。

○安念委員 ありがとうございます。

それでは、エネルギーに関する事業者ヒアリングに入らせていただきます。

今日は、各事業者団体様あるいは企業様、御多用のところお出ましをいただきまして、本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、まず、日本ガス協会様より御説明をお願いしたいと存じます。時間の関係がございまして、誠に恐縮でございますが、大体15分ぐらいでお願いをできますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○日本ガス協会 日本ガス協会でございます。本日はこのような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

お配りしています、パワーポイントの資料に基づいて御説明をさせていただきます。

時間が短こうございますので、かいつまんでお話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

下にページが振ってございますので、一緒に御覧いただけたらと思います。

2ページ、まず、個別の項目に入ります前に、我々のこうした要望を出させていただいている背景について少しお話をさせていただきたいと思っております。

2ページ目でございますように、今、3Eと言われているエネルギーの主要な課題に加えて、震災がございまして、エネルギーセキュリティやエネルギーシステム改革、需給体制の確立という点も新たな課題になってまいっております。

私ども都市ガス業界といたしましては、エネルギーの情勢の変化、もっと言えば、お客様やマーケットが大きく変化して、そういうニーズをひしひしと感じている中で、3ペー

ジの1番にありますように、天然ガスシフト・高度利用をどう進めていくのか。2番目の分散型エネルギーシステムの普及をどうしていくのか。それらを成すために、3番目、天然ガスの供給ネットワーク、例えばパイプラインですとか、そういう基盤をどう強化していくのか。こういった問題意識の中で今後取り組んでいきたいと考えております。

今回、特に震災後のいろいろな流れを受けまして、規制改革について重要と考える項目を挙げさせていただいている次第です。

4ページから少し項目別にどういう分野の要望かということをお話しいたします。上に絵を示しまして、下に課題と要望項目が書いてありますが、要望項目は後の表で御説明させていただきます。我々の取組の中でどのような課題があるかというところを数ページ見ていただければと思います。

最初の天然ガスシフト・高度利用ですが、①にありますように、我が国の産業用の熱需要における天然ガスの比率は10%強であり、諸外国が25%ぐらいですので、CO₂の削減の中でこの天然ガスをもっとうまく使えるようにしなければいけないのではないか、業務用や家庭用における省エネ機器をもっと入れていかなければいけないというニーズの中で、産業用の燃料転換を促進するための環境整備でありますとか、業務用・家庭用のシステムのコストダウン、災害時対応力の強化という課題があり、その課題に対応した要望項目が出てまいります。個別の中身につきましては後でお話させていただきます。

5ページ、もう一つ、我が国のエネルギーの中で大きいのは輸送用のエネルギーだと思います。輸送用のエネルギーのCO₂をどう減らすか、どう効率化していくという意味で、最近特にトラックの分野において天然ガス自動車へのニーズが非常に高まっております。現在、天然ガス自動車が国内で4万台ぐらいございますが、私どもは、2030年でトラックを中心に50万台という数字を描いております。大体、トラックが全体で250万台ありますから、5台に1台ぐらいを天然ガス化して、CO₂を減らしたいと思っておりますが、天然ガス自動車に関わるいろいろな規制の問題があります。

もう一つは、それをもう一步進めた燃料電池自動車という議論があります。今、国の計画でも、2015年から自動車メーカーさんが燃料電池自動車を普及するというところで、我々はそれに合わせて、燃料電池に水素を供給する水素ステーションの設置を行ってまいります。それに関わる規制の部分があります。

下の課題にございますように、NGV（天然ガス自動車）のコストダウンですとか、重点設備に対する要望を後でお話しさせていただきます。

6ページ、これはまさに分散型エネルギーについてです。今、国で議論されていることなので、言わずもがなですが、原子力の部分も含めて、今後のエネルギーのポートフォリオの中で系統側だけではなくて、分散型のエネルギーで、それも熱を利用しながら、コージェネをどう使っていくかという議論になってきますが、そういう分散型エネルギーを普及するに当たっての課題と規制改革要望を後でお話しさせていただきます。

7ページ、先ほど言いましたように、それを実現するために、今後、パイプラインをど

うネットワークしていくかという議論が行われると思います。そういう意味で、パイプラインを低コストで、迅速に引くための規制に関わる部分が課題としてあります。

以上が我々のポジションのイメージですが、それに関しましては、先ほども少し言及がありましたが、8ページにありますように、エネルギー・環境会議で26項目の課題出しがなされておりまして、特に我々に関しましては、左側の電力システム改革の9項目でありますとか、右側の省エネルギー推進に関わる項目の中に重要な項目が含まれております。

それらについてもこの場で御議論いただくという前提の中で、以降は、新たにこれ以外に我々として御要望したい項目をお話しさせていただきたいと思います。

時間も限られておりますので、たくさん項目を挙げておりますが、その中で我々が特に重要だと考えられるものをブルーで網掛けしておりますので、その部分だけに絞ってお話をさせていただきたいと思いますので、御容赦いただきたいと思います。

最初は、先ほどお話しいたしました、天然ガスシフト・高度利用に関わる部分です。

10ページ、左側の項目にも集合住宅であるとか、マンションコージェネという言葉がありますが、特に集合住宅などでコージェネを置いて、災害時にもきちっと電力が供給できるというニーズは非常に高まっております。上のところは、コージェネを置いたときに、10kW未満のものについては、保安規程の作成義務、電気主任技術者の選任義務が免除されておりますが、通常こういうマンションでのコージェネは、エレベーターを動かすというニーズもありまして、例えば25kW、30kW、50kWとか、そういう規模のものが入っておりますが、10kW以上のものについてはこういう緩和が受け入れられておりません。事実上、機器としては、10kW未満のもの、25kW未満のものでは安全性に違いがないと考えておりますので、そういう部分についての緩和をお願いしたいというのがこの項目です。

その下は、防災型マンションコージェネということで、次の11ページの図を見ていただいた方が分かりやすいかと思います。小型のコージェネ、マンションコージェネというのが右側にあります。通常時は緑色の都市ガスを供給して、電気と熱を発生させるという機器ですが、震災時、災害時に都市ガスの供給が途絶したときのために、そこでスタンドアロンにエネルギーを持ちたいということで、左側の赤い枠にありますように、LPGエア、プロパンと空気とを混ぜて、あたかも都市ガスと同じようなガスをつくり出すという機械があります。こういうものを常にバックアップで持っておけば、災害時にもコージェネが機能するということではありますが、今、建築基準法上、第1種とか第2種住専、第1種の中高層住専においては、こういう危険物の貯蔵が認められていないことになっております。一方、LPG事業者さんが、液化石油ガス販売事業用としてLPGを供給されているポンベは置いてもいいということになっています。防災上、そういう事業者以外のところでは認められていないということであるとすれば、実際上は、定期的に点検などをしましたら、技術的には問題はないと考えますので、こういうニーズに対応できる規制緩和としてお願いしたいということです。

12ページ、先ほど申しましたように、天然ガス自動車に関わる部分です。これは非常に

影響が大きいといいますが、例えば海外の自動車メーカーさんのこともありますし、日本の自動車メーカーさんが天然ガス自動車を輸出するということがあって課題が大きいと思いますが、これも次の13ページで見ていただきたいと思います。

天然ガス自動車に係る保安基準が、日本は少し、諸外国と比べていびつというか、異なったことになっております。13ページの表を見ていただければ一目瞭然ですが、右側にありますように、ISOの国際基準とヨーロッパの基準、アメリカの基準は大体同じような基準を皆さん持っておられますが、日本の基準だけが少しそれとは違っているということです。こういうことから、日本だけ特殊な仕様が必要になってきて、日本のメーカーさんが今後、海外に進出されるとか、それに伴ってコストダウンをするという意味では、少し障害になっているのではないかと考えます。ということで、高圧ガス保安の基準を海外に準じた形で改めていただけないかというのが要望です。これはLPGの自動車についても同じ話が液化石油ガス業界の方から出ているとお聞きしておりますが、運用のエネルギーを有効に使うという趣旨から、改正をお願いしたいというものです。

14ページ、これも天然ガス自動車の充てん所の話です。そもそも今まで天然ガス自動車の充てんというのは、家庭用というか、一般の普通車向けでしたが、先ほど申しましたように、どんどん貨物の分野、特にディーゼルのところを天然ガス化して、CO₂を減らしていきたい、コストを安くしたいというニーズが大変増えております。充てん所における蓄ガス量の上限值は、真ん中にございますように、例えば住居地域では幾らとか、商業では幾らと決まっております。ただ、1回の充てんで入れるガスの量がトラックと自家用車では全然違うこともありまして、實際上、ある程度の時間で充てんすると考えますと、例えば住居系地域では1,000Nm³、商業系でしたら2,000Nm³ぐらいとか、そういう数字として、上限値の緩和をお願いしたいというのがこの要望事項です。安全基準の部分でいきますと、高圧ガス保安法の中で安全性というのはきちっと保全されていますので、用途規制の緩和は可能ではないかと我々は考えるところです。

16ページ、いろいろ省エネを行ったときのCO₂の削減量のカウントの仕方ということで、これはちょっと古いお話であります。特に震災後、本当に省エネをやられているお客様から、せっかく省エネ設備を入れたことのCO₂の評価を適正に行っていただきたいという要望がますます強くなっておりますので、あえて重ねて書かせていただいた点です。今の温対法における削減量は、算定方法が明確に定められておらず、全電源平均で算定された排出量の差分が用いられることが多いのですが、この方法ではコージェネ等による省エネ対策でのCO₂削減効果が適正に評価されない場合があります。削減量の算定方法について実態に即した形で書けるように、明確に規定していただきたいというのがこの項目です。

17ページ、これも先ほどの災害時ということに関連した項目ですが、電気事業法の自営線供給に関する要件緩和についてです。これも多分、次のページの絵を見ていただいた方がお分かりになりやすいと思います。

現在、例えばこういう商用電力があって、需要場所と3つ書いています。これは3つ隣

同士の別のお客さんがそれぞれ、今、1 コーナー 1 引込みで 1 個ずつ利用をされています。真ん中のお客さんはコージェネを、発電機を持っておられますと。せっかくこの発電機を持っているんだから、もし災害時、電気が止まったときに、この発電機の電源を周りでも使えるようにできれば周りへの電力供給もできるのではないかと。右側にございますように、商用電力とは解列をした上で、例えばそれぞれの需要地を自営線でつないでおけば、そういう供給ができて、そこでの電力が確保できるのではないですかということで、これはある種の特定供給ということですが、まずは災害時においてこういうことができるように自営線での供給が認められないか、そのときに道路などの空間占用についても義務占用に準じた取扱いをいただけないかということです。これもお客さんの方から要望が強くなりますので、挙げさせていただいた次第です。

19ページ、ここからは先ほど申しましたが、今後どんどん天然ガスシフトに向けてパイプラインを整備していくということが出てくる中で、パイプラインの工事に関わる項目になります。特に現場、施工するところから聞いておることをございますが、幹線工事において土対法の届出が必要だという中で、右側にございますが、対象範囲の全てにおいて公図とか登記簿を全部とっていかなければいけないのが非常に大変だということです。道路占用にかかる書類で代用できないかというものがこの要望でございます。

少し重点的なものだけ御説明させていただきましたが、以上が今回挙げさせていただいた項目です。

20ページ以降では、第1クール、第2クールで取り上げられた規制・制度改革ということで、少しレビューをさせていただければと思います。

まず、最初のところにつきまして、先ほど水素自動車、燃料電池自動車ということをお申しましたが、水素ステーションに関わる規制につきましては、右側の③「規制の再点検に係る工程表」を公表いただきました。そういう意味で、具体的に実施に向かっていろいろな項目の整理をいただいたと認識しておりまして、これは大変有り難く思っておりますので、正にこの工程表に沿って実効ある規制・制度改革をお願いしたいところです。

2つ目は、コージェネレーションの普及拡大に向けた排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善ということで、この運用をきちっとしていただきたいということですが、御周知もいただいておりますので、それについてもお礼を申し上げたいと思います。

21ページ、最初のところは潜熱回収型の給湯器のドレン排水ということで、右側にありますように、ワーキングをつくり、そのワーキングの中に我々事業者も参加させていただいて、具体的に検討する枠組みができております。年度内に結論をいただくということで、引き続きこれをよろしくお願いしたいと思います。

次の農地におけるガス事業の公益特権の整備について。特に、農地についてガスを敷設するという工事に伴う許可という部分ですが、真ん中の対処方針の①、②で書いていますように、周知徹底をいただくということですので、この周知徹底をお願いしたいということですが、もう少しお願いしたいことがあります。右側にありますが、農用地区域内で

の開発行為については許可は不要であるということにはなっておりますが、開発行為の前提となる土地の権利取得をするには農地転用が必要であると。農地転用をするためにはまず、農用地区域から除外しなければいけないということになっており、実態上はこういうところでまだ手続が必要だということで、下にもございますが、電気事業とか、電気通信事業とか、また水道事業者さんについても公益に鑑みた措置をいただいておりますので、それに準ずる形で我々にもそういう規制緩和がお願いできないかということです。

最後のページです。最後も、ガスパイプラインのインフラ整備に関する占用許可ということで、それぞれに対して河川、道路、公共用地、農業用地について、こういう形で対処方針を出していただいておりますので、本当にパイプラインを速やかに、安価に敷設するというのは非常に重要なことですので、大変有り難く思いまして、我々も今後、これが実行されるような形で検討をお願いしたいと思います。

ちょっと早口になりましたが、以上です。

ありがとうございました。

○安念委員 どうもありがとうございました。

済みません。急かせる形になって誠に申し訳ございません。

何か御質問等がございましたらどうぞ。

○伊藤委員 もっともだと。

○安念委員 ごもっともな話です。1つ伺いたいんですが、ガスのネットワークですが、これは大分前から言われていることですが、直接ユーザーに対して管を引くわけではないから、これを建設したからといって直ちに利益に結び付くというものであるよりも、供給地域と供給地域を結ぶような太い管のことですね。こういうものというのは、規制緩和をすれば、もちろん投資しやすくなるのは確かですが、それだけでできるものがございますか。つまり、公的な助成とか、そういうものがあって初めてできるものなのか、企業の投資だけでできるものか、いかがでございますか。

○日本ガス協会 この委員会の趣旨に当たり、答えになるかどうか分からないですが、1つは、パイプラインは単にバックアップのためだけで結ぶということなのかどうかということ言えば、まだまだ今、需要地に対して供給管として結べるパイプがあると思います。そういうものが延長した結果として、ネットワークが形成されて、そのバックアップにも使えるということであって、パイプラインの議論というのは、あたかも今回、仙台のガスのところが新潟から延ばせてよかったので、他も結んだらいいという議論になっていますが、それはそれで1つありますが、基本的には天然ガスシフトを拡大するという中でパイプライン整備はあると思います。

そんな中で、パイプラインのコストは非常に初期投資として大きい話でありますので、こういう規制緩和をいただいて、そんな中でお客さんの負担との絡みであります。お客さんのメリットにもなり、ガス事業者のメリットになることであれば、我々も投資するこ

とはやぶさかではありません。また、大きな国家的な話の中でのパイプライン整備ということになりますと、その辺の費用分担の仕方というのは多分議論になってくると思います。その辺の話は今後、天然ガスシフトに向けた基盤整備の専門委員会で1月から具体的に経済産業省さんでも御議論されると承らせていただいております。

○安念委員 ありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。

○大上委員 1つよろしいですか。

最近、テレビのコマーシャルでオール電化がなくなった分、燃料電池だとか、ああいうコマーシャルが非常に目に付くようになってきました。今回、分散型エネルギーシステムの普及拡大ということで、地域、家庭、集合住宅あるいはそういうものを若干超えて、道路を超えてという範囲でのエネルギーシステムの普及拡大という要望内容はいろいろ出てきています。今後を考えたときに、地域エネルギー会社、例えば地域でガス会社が地域エネルギーの供給、電力エネルギーの供給を担う事業を計画されているところも多いと聞きますが、そういった地域エネルギー供給、熱、ガス、電気、そういう総合エネルギーを地域供給する企業をこれからつくって伸ばしていくと、そういう観点で考えたときにポイントになる規制・制度改革という議論は行われているのでしょうか。

○日本ガス協会 それは極めて本質的な電気事業法の改正で、先ほどのアクションプランの中の項目にもあると思います。電気事業という形態、自営線の供給の部分とか、そういうものと併せての話になると思いますし、今の大きな抜本的な見直しという中では必ず議論の中に乗ってくると理解をしております。

○大上委員 そういうものをガス協会として意見を取りまとめようという動きはあるんですか。

○日本ガス協会 それは、そういう議論の中で我々としての、エネルギー事業としての要望としては出させていただいて、協議をさせていただいております。

○大上委員 分かりました。今回の内容には特にそういう部分は反映されていない、一部反映されている程度だという理解でよろしいですか。

○日本ガス協会 はい。

○安念委員 他にいかがでございましょう。

伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員 今日、御説明いただいた内容の幾つかが、昨年度の第1クール、第2クールでは、水素に関わる分野で議論された内容でございまして、流れからすると、水素の普及以前に天然ガスの普及に関わる議論がなされてきたわけですね。例えばエコステーションのときには、様々な議論がなされてきたわけですが、それらの議論がなされてきた過程においても、今日御説明いただいた要件については、緩和見直しが全く進んでこなかったということでもよろしいのでしょうか。

○安念委員 それはガスを取り巻く世間の風潮が変わったというのが一因だったのではな

いですか。つまり、一時は、燃転でいきましょう、石油に比べれば、CO₂は8割です、というのでもはやされたんだけれども、もっとエコでないといかん、天然ガスもそれほどではないよねというので、ちょっと気合いが入らなくなったというのが私の理解です。3.11以前はそうになっていたと私は何となく見ているんですけども、違いますか。

○日本ガス協会 正しいかどうか分かりませんが、多分、水素の議論というのが今までエネルギーの流れの中でむしろ特殊な議論だったのかもしれないと思うんです。必ずしもそのことが、例えば今の天然ガス自動車と同じ話、もちろん、離隔とか同じような話がありますが、そういうところで論じられていたわけではなかったという感じかもしれないです。ものすごく先を行っていて、そこへ到達する中で、こういう緩和というのは一緒になって出てくるものでありますが、そこで必ずしも一体としてやられているものではなかったのかも分からないです。それは我々の進め方の問題もあるかもしれませんが、そういう感じがいたします。

○伊藤委員 頂いた資料の13ページの高圧ガス容器のお話がありました。実は、去年からやっているお話がいろいろ混ざってしまっていて、例えば1つが、材質規定、素材規定は全てやめるべきだと。物理とか化学特性による基準に全部改めるべきだという議論がなされていて、これも去年かなり議論したはずですが、結果的に現時点においては高圧ガス容器については、一切見直しが行われていないという理解でよろしいわけですね。

○日本ガス協会 はい。

○伊藤委員 この資料は、済みません、私の勉強不足で恐縮ですが、常温圧力のサイクル試験の中で安全ケース4と3の違いはどの程度の違いがあるのでしょうか。

と申しますよりは、これがなければ、ヨーロッパ基準ならヨーロッパ基準、アメリカ基準ならアメリカ基準と基本的には同じようなもの。アルミ製で対応すればほぼ同じようなものという印象があるんですが。

○日本ガス協会 おっしゃるとおりで、4と3、海外で3が採用されているというのを1度、ヒアリングを海外のメーカーにしたことがあるんですが、海外で特に3を採用している理由は特にないということです。日本で4をなぜ採用しているかということ、これは実際には、海外の4万5,000回を基に、15年から割り返して4になっているだけであって、日本で安全係数3とすれば、同じように20年使える容器と考えていただいてもいいです。

○伊藤委員 分かりました。

○安念委員 後からつくった数字ですね。

○伊藤委員 そうですね。計算上出てきた数字ですね。

○安念委員 他にいかがでしょうか。

かなりの項目がデジャビュですね。昔から議論されているという話です。今どき材質を議論するというのもなかなか古典的ですね。

○伊藤委員 これはずれているでしょう。完全に。

○安念委員 金谷委員、どうぞ。

○金谷委員 3.11もあるんですけれども、世界的な非在来の天然ガスという大きな動きもある中で、今回、並行して議論されている日本のエネルギー需給計画とかによる基本計画の中での天然ガスの位置付けが格段と大きくなっていくというのを受けて、今回、幾ばくかのデジャビュの中で全く違ったフェーズで今回は議論されるべきものなのかなという気はしております。再生可能エネルギーのポテンシャルというのものもあるんですけれども、そういう中で天然ガスの位置付けをしっかりと受けて、今回は持っていくことが必要なのかなと思います。

○安念委員 そうですね。

いかがでございましょうか。

今日は、ガス協会様、本当にお忙しいところありがとうございました。いろいろ勉強させていただきました。今後とも御指導くださいますように、よろしく願いいたします。

○日本ガス協会 ありがとうございます。

(説明者交代)

○安念委員 今日はお忙しいところどうもありがとうございました。

引き続きまして、株式会社エネット様より御説明をいただきたいと存じます。やはり同じ15分程度でお願いできたらと存じます。

○株式会社エネット ありがとうございます。

株式会社エネットでございます。

資料の枚数が多く準備させていただいておりますが、要点を絞って御説明させていただきますと思います。

本日、電気事業の関係の課題提起をさせていただきたいと思いますが、その前に、エネットという会社がどういう取組をしているかを少し御紹介した上で、課題のお話をさせていただきますと思います。

2 ページ、我々の会社の会社概要が書いてございます。2000年の電力自由化のときに設立した会社でございます。現在、従業員40名程度で事業を行っております。株主はNTTファシリティーズ、東京ガス、大阪ガスです。我々の位置ですが、現在、電力マーケット全体におけるPPS全体のシェアが2%程度でございます。その中で半分程度のお客様に対して供給をさせていただいているという状況でございます。

3 ページ、こちらは電力自由化に参入するに当たって、自由化の基本的なルールとなっている同時同量制度に対して、我々のお客様に対して我々が獲得した電気を電力会社の送電ネットワークを使ってお届けするところをITを活用して自動でやっているということの御説明の絵でございます。現在、自社電源及び株主の電源を除きまして、自家発電事業者の方々、日本全国100か所ぐらいから余剰電力を調達いたしまして、8,000件のお客様に対して電気を供給しているという状況でございます。

4 ページ、新規参入組といいますか、我々新規参入者としてのエネットの存在意義といいますか、より安い電気をより高い価値のサービスで提供することをモットーに取り組ん

でおります。この後お話をさせていただきます様々な制度的課題があり、供給できているお客様は限定的ではございますが、社内の徹底したIT化等によって、市場の電源調達価格については、電力会社さんより少し高い価格で仕入れて、お客様に対しては安い価格でお売りするというビジネスモデルでございます。

そういった事業を行いながら、5ページ、我々の会社としても、事業制度の中で獲得できる量には制約があるものの、最大限再生可能エネルギーについても調達しているということございまして、現在、全体のエネルギー源の中の約1割を再生可能エネルギーで賄っている状況でございます。そのほか、より価値あるサービスを目指してという点でございます。

6ページは、8,000件のお客様の大半が企業のお客様ですが、企業向けに、いち早く、2005年ごろから見える化サービスに取り組んでおりまして、この夏の27条関連では、サーバーが輻輳するほどのアクセスが急増しましたが、デマンド監視もできる、こういった見える化サービスを無償で提供してございます。

7ページは、そのうち一般家庭のお客様。電力自由化範囲は戸建てまでまだ拡大されていない状況ではございますが、マンションに住んでいるお客様を見たときに、マンション全体では自由化対象になるということで、我々の会社からマンションの入り口まで高圧契約の電気を送って、株主の一社であるNTTファシリティーズの方で受電設備を通して、エネットからの電気を受けて、スマートメーターを介して各戸に電力を供給するというサービスを2005年から展開しておりまして、現在、60マンションで1万2,000世帯ぐらいが家庭のお客様でございます。

そのうち約1,000世帯を対象としまして、昨年7月より新サービスを展開してございます。3つのサービスがございまして、1つは、自分たちが同じようなライフスタイルの中で何番目の使用形態だというランキングがわかるベンチマーク機能付の見える化、料金メニューとして時間帯別の電気料金、エネットの需給状況、需要予測に応じて需給逼迫が予想されるときに、翌日抑制していただければ、インセンティブを還元しますというサービスを展開させていただいております。この夏、3か月を通じて、まだお客様に対するわかりやすさ等といった面で課題はあるものの、ちゃんと理解して反応していただいたお客様の平均値で見ますと、時間帯別電気料金サービスで1割、デマンドレスポンスサービスで約3割のピークカット効果が検証できています。こういったサービスをもっと広めていきたいという思いがあるものの制度的課題があって、なかなか思うように進まないというのが実態です。

8ページ、現在、マーケットの3分の2が自由化されているということございまして、実質的にはさまざまな課題があって、我々PPSのお客様は、いわゆる契約種別が業務用電力と言われているところが中心とならざるを得ないということから、実質的な自由化範囲は全体の2割程度と見えております。

この後、どういうところに課題があって、どういう制度改正要望があるかを9ページ以

降で御説明させていただきます。

10ページ、問題に関する全体像でございます。

お客様の声として電気料金やサービスに関する声をたくさんちょうだいしてございますが、我々PPSから見ますと、発電、送配電、小売、それぞれのところに課題がありなかなか要望に応えられないと認識しておりまして、全体をこの中でまとめさせていただいております。

まず、発電分野のところでございますが、我々が電源獲得をしようとする、電源をつくる、②にある取引所から調達する、もしくは余っている電気を売っていただくという3種類の選択肢がございますが、発電所建設をしようとする、先ほど委員提案の中にも1つございましたが、アセスメント等があって、非常に長期間かかる。取引所から調達をしようと思っても、そもそも厚みがなくてなかなか買えない。余った電気を売っていただくとしても、なかなか簡単には売っていただけませんし、実は、自治体さんの方でもかなり電源を保有しておりますが、電力会社との随意契約のものが多くて、我々の調達機会がないといった問題がございます。

送配電のところについては、系統利用のルールが新規参入にとって非常に厳しいと感じていること。系統利用に関する利用料金の水準が高額であること。運用関連の情報の不透明性といった問題を抱えてございます。

小売のところでございますが、自由化範囲については、低圧や一般家庭のお客様が規制部門ということで、限定的であること。仮に全面自由化されたとしても、サービスを提供する上でのスマートメーター等のサービスインフラがまだ十分整っていないこと、また、お客様の情報が電力会社の中に閉じていること、当初、新規参入のしやすさ確保の観点から部分供給が制度的には認められているものの、自由化後10年経った現在も実現できていないという実態がございます。

これらの問題に対して、11ページでそれぞれの問題提起と改善要望ということで、一覧にまとめさせていただいております。

全体、1～28項目を挙げさせていただいております。詳細はこの資料の27ページ以降で細かく記述しておりますが、今日の場合は、アンダーラインの引いてある特に重要である項目についてこの後少し御説明させていただきたいと思っております。

まず、13ページ、これは発電分野で自分たちが建てようというときについてですけれども、1つは、先ほどの環境アセスメントの問題があって、大規模のものは環境配慮契約法に基づいてアセスメントだけで3年半から4年ぐらいを要する。また、逆に、規模が小さくても、今度は自治体が条例によって同様のアセスメントを要求しているケースもありまして、いずれにしても、電源を建てようとする、長期化しやすいということが1つ。

2点目としては、歴史的経緯もあって、安定供給、確保というところと経済性の両立というところから、電力会社は過去に送配電網と発電所を一体的に建設してきたという経緯があって、発電所を立地する条件として電力会社が保有する発電所敷地の方が優位な場合

が多いのではないかと見えております。

そういったことも踏まえまして、改善要望の中で、例えばNOx排出濃度が低い場合には、もう少し手続を簡略化する等の環境負荷に応じた条件への見直しを要望いたしております。

そのほか、一番下に書いてございますのは、独占時代のエッセンシャルファシリティという考え方が送配電ネットワークに適用されるものだと思いますが、そのエッセンシャルファシリティと一体的に開発された電源建設のエリアというものも同様な考え方が適用できるのではないかとということもございまして、こちらには、通信で言う、コロケーションルールと同じような概念を電源建設のところにも適用できないかということで挙げさせていただいたものでございます。

14ページ、卸電力取引市場のところでございます。

こちらは先ほど厚みがないということを申し上げましたが、設立後、6年を経過しましたが、小売市場全体の0.6%が現在取引されているというボリュームでございます。そういった背景として、一般電気事業者、電力会社は当然、そこに電源を抛出することは、我々競争相手に競争機会創出につながる行為ということになりますので、なかなか積極的に活用できないことも背景にあると認識しております。そのほか、運営主体が市場参加者、利害関係者で運営しておりますので、どうしても抜本的な対策を埋め込もうとしても、利害関係が対立して、なかなかうまく進まないという課題がございます。

こういった1～4の課題を裏返したものが改善要望でございまして、1点目、これはもし仮に送電、小売が分離されていて、発電事業者と小売事業者が独立していれば通常、とり得る行為だと理解しておりますが、一般電気事業者に対して一定規模の電源抛出・調達義務を課すことができないかということが1つの要望。2点目、政府のアクションプランの中にもございます法定化・中立化を是非進めていただきたいということ。3点目、取引上の活性化の観点から、IPPの供給余力がちゃんと取引所の中で活用されるルール整備をしっかりとお願いできればということでございます。

15ページ、①は自治体の保有する電源、特に公営水力、ごみ発電というものがございまして、公営水力については全国で240万kWほどございますし、ごみ発電については170万kWとPPSからすればかなりの規模が世の中に存在する。しかしながら、水力のうちのほとんどは入札にかかっておりませんし、清掃工場等のごみ発電につきましても、まだまだ入札に出ているのは半分以下というのが実態でございます。

2点目の切り口としては、現在、IPP入札制度の復活が検討されておりますけれども、PPSが同じような手段で電源を獲得したいと思っても、なかなか事業規模の大きさから単独では実現困難であるということがございます。

そういった要望を踏まえまして、自治体の保有する電源に対しては、地方自治法の規定によると、売電先についても競争入札が原則であると考えられますので、自由化によって電力会社以外の選択肢ができていく現状下において、そもそも入札をしないことが問題だと思っておりますので、まず、自治体の電源に対して電力販売に入札行為を行うことを義

務化すること。また、入札を実施しない場合についても、これは直ちにできることだと思いますが、当該自治体に対して説明責任を負わせる措置ができないかと思っております。

IPPの電源、例えば電力会社が100万kWの電源を建てるときに、PPSが応分負担で20万kW分は負担するので、120万で調達したいとすると、日本全体の供給力の強化や電源のコスト競争力強化にもつながりますので、そういう意味で、PPSとの共同調達の間口が開ける措置をとっていただけないかということです。また、IPP事業者側から見た場合も、そういった電力会社がIPP入札する際に、少し大き目につくって、PPSであるとか、卸電力取引所に販売することを考えたときに、そういった行為が妨げられることのないように、制度的な措置をお願いしたいというものでございます。

16ページ、国策的な電源ということで、大型の水力であるとか、原子力発電については、現在、電力会社、ちょっと原子力は現状いろいろな問題がございますが、これまでも含めて、電力会社による独占利用という形で行われておりました。ただ、それらの電源に大半が投入される電源開発促進税であるとか、バックエンドコストの過去分については、現在もPPSのお客さまも託送スキーム、託送料金の中で負担している状況でございます。にもかかわらず、お客さまがそういった便益を得ることができないのが実態だと認識しております。

もう一つ、規模、供給力確保の難しいPPSに対して自由化が開かれた当初に、常時バックアップという、卸電力的なメニューの提供が認められて、現在もあるんですけども、常時バックアップ電力利用においては、電力会社とPPSの認識の相違などから、利用面での制約が非常に多いというのが実態でございます。

こういった問題を踏まえまして、国策的な電源については、利用するかどうかというのはまた次の問題だと思いますが、利用機会を整備すること。常時バックアップについても、ちゃんとさまざまな営業活動の中で使っていける料金水準を何らかの形で担保することが要望です。あわせて、調達規模の制約等がかからない形の制度措置を要求しているところでございます。

17ページ、送配電分野の問題要望になります。

まず、系統利用ルールについてですけども、現在、シェア2%にも満たないPPSに対して、PPS各社それぞれ、現在、47社ほどございますが、その47社それぞれが30分ごとに変動範囲内、プラスマイナス3%という同時同量制度を負っております。全体から見れば、2%のうちの3%ですので、0.06%の同時同量をやるのが系統全体にどのような意義があるかというところに疑問がある中、非常に厳しい負担を背負いながら運用をしているという状況でございます。

4点目は、PPSだけというわけではないのですが、現在、需給バランスの調整は、一般電気事業者の供給エリアごとに実施しておりますが、供給余力の活用であるとか、需給バランス運用の効率化という観点から考えると、広域的な運営をした方が良いだろうということで、課題の裏返しで、広域運営を要望として挙げていること。また、系統利用ルールについては、もう少し海外事例なども踏まえた上で、適切な役割分担の見直しを今後検討し

ていただけないかという要望でございます。

次に利用料金関係で18ページ、±3%以内の変動範囲内の同時同量調整を超えた場合のインバランス料金についてでございます。こちら非常にPPSにとって重い負担となっているのが実態でございます。現在、右下の表にあるとおり、-3%を超えた場合は、通常の3~4倍という高額な料金になっている上に、高額かどうかについても根拠が不透明なことから、なかなか納得感もないということで、単純に下げろというのも希望としてはあるんですけども、実態としては、算定根拠をまずしっかり明確化してほしいということ。価格がもっと適正化されるように、将来的にはこういったインバランスを調整するアンシラリーサービスをもっとマーケットメカニズムを用いて適用できる形に移行すべきだというように考えております。

19ページ、ネットワーク利用料金である託送料金そのものの方ですけれども、こちら1つ大きな負担になっております。これはまず、価格水準は諸外国と比べてもまだまだ高水準であります。少し古い資料ですが、平成9年の電気事業審議会では、託送料金に相当する流通コストをしっかりと分析して、今後フォローして下げていこうという取組・検討がなされたんですが、自由化以後もこういった取組が我々には見えてこないということで、いかにこういった流通コストを下げていくかという取組を改めてお願いしたいと思っております。具体的には、そういったネットワーク設備の調達においては、いわゆる国際調達手続のような、もっと競争原理が働く形で構築していく方向を目指すということ。当面の措置としては、競争政策的な料金設定も検討いただけないかというものでございます。

20ページ、系統運用情報の透明化。送配電のところの最後になります。系統側での情報が非常に不透明であるという状況の中で、今回の需給逼迫等でお客様に適切な協力をいただくための誘導が我々PPSにとっても非常に難しい状況であったということでございます。

一方、こういった情報が見えないので、PPSだけではなくて、もっとエネルギーマネジメントを行うようなアグリゲータ事業が進まないのもこういったところに理由があるのではないかというものでございます。

改善要望のところでは、その裏返しで、系統運用関係の情報の透明化を中心に挙げさせていただきます。

次から小売分野の課題になります。

21ページ、自由化範囲の拡大ということで挙げさせていただいておりまして、自由化のメリットを直接的により多くのお客様に還元できるようにするために、自由化範囲の拡大は必要だと思っておりますが、この部分だけ実施しても、競争環境の整備であるとか、スマートメーター等のインフラ整備が進んでいない中で行われると、実際、お客様の選択肢が広がらないことにもなりかねませんので、競争環境の整備、インフラの整備と併せて、全面自由化を考えていただきたいという要望でございます。

22ページ、インフラのところの関連の要望になります。

スマートメーターの関連でございますが、スマートメーターは、現在、国が目標として、

5年以内に総需要の8割まで導入するという目標を挙げて取組が進められているところですが、進めていく中で、非常に問題視している内容がございます。

1つは、スマートメーター関連の仕様であるとか、製造メーカーがそれぞればらばらであるため、我々エネットもそうですが、事業領域として全国を対象としておりますので、我々が供給するエリアごとにそれぞれのインターフェースに対応したメーターを設置していかなければいけないということで、サービスの高コスト化の要因の1つとなっていること。

現在、スマートメーターのインターフェースやデータフォーマットの標準化検討がスマートメーター制度検討会で行われておりますけれども、メーターからのインターフェースの検討対象が、家庭用、HEMSとの連携のところに限定されておまして、現在の方向ですと、高圧であるとか、特別高圧といった自由化のお客様向けのスマートメーターの検討が進んでいないように見受けられるというものです。このまま、現在、電力会社の方で採用、導入している遠隔通信機能付電力量、いわゆる狭義のスマートメーターと言われておりますが、これが普及していくと、非常にサービス拡張性に問題があるのではないかとということと、非常に高い投資が必要になる課題があります。

右下がNTTファシリティーズが提供しているサービス提供の例でございます。NTTグループ全体を今回、27条対応でデマンド管理を行ったものでございますが、実際に高圧以上の需要家に付けられている現在の狭義のスマートメーターは、外部インターフェースでパルス方式が適用されておまして、パルスの情報をキロワットアワーに変換して、それでデマンド管理を行うのですが、変換設備、遠隔通信ユニット込みで30万円を超える金額となっております。そのうちの25万円程がパルス検出部、パルス積算器というオレンジ色の箱でございます。このパルスをちゃんとキロワットアワーデータとして信頼度のある形で読めるようにするために、サービス提供者がそれぞれ投資をしないとデマンド監視もできないという問題がございまして、これが海外のようにパルスではなくて電文方式のような外部インターフェースをちゃんと持てるようにするだけで不要な費用になりますので、社会コストを下げるという意味からも、インターフェース仕様の標準化が必要であると思っております。

また、よりスマートメーターをコストを下げて、マルチベンダー化によって早期普及を実現する観点からも、スマートメーター調達に関しても国際調達手続のようなオープンな競争入札によって調達することを義務づける必要があるのではないかとということでございます。

23ページ、先ほどの系統運用情報の透明性のものと似通っているので、かいつまんでお話しします。

今回、27条で朝9時～夜8時まで抑制してほしいという指示が出まして、お客様対応しておりますが、お客様からよく聞こえる声は、本当に1日11時間も工夫しないとだめなのかと。規模が小さくなればなるほど、短時間ならできるけれども、11時間もやれと言われ

るともうお手上げだという話にもなるので、本当に受給逼迫対応という意味であれば、適切に必要な時間だけお客様が対応すれば済む情報をちゃんと系統運用者から提供する仕組みが要るのではないかということで、情報提供に関する問題と改善要望を提起させていただいております。

24ページ、お客様からの要望は多くあって、ある部分はPPS、ある部分は電力会社から受けたらいいという部分供給という要望がございますが、そういった要望があっても、一般電気事業者、電力会社側がなかなか料金メニューの提示に応じない等を背景に、これまで10年たっても部分供給が実現していないということがございます。

こういった問題を踏まえて、一般電気事業者に対して部分供給にちゃんと応じることを制度的に担保していただけないかという要望でございます。それに当たっては、実効的に仕組みが回るように料金メニューの水準等についてもガイドラインに盛り込むといった措置が必要ではないかと思っております。

25ページ、再生可能エネルギー拡大に向けた課題でございます。

お客様から100%グリーン電力とか、一定の排出係数での電気を買いたいという要望があって、ITを活用すれば、供給者としてもそれに技術的にお答えすることはできるんですけども、現在は環境配慮法があって、制度的に実現困難であるという状況でございます。1つ、グリーンPPSという形で、100%グリーンの電気を活用する会社を設立して、こういったサービスを行う方法もございますけれども、設立運営コスト等を考えると、サービス提供範囲に限界があると感じております。

また、太陽光、風力などを我々としても積極的に活用したいという思いはあるものの、現在、30分同時同量制度がボトルネックになって、どうしても調達可能量が限られているという実態もございます。

こういった実態を踏まえて、環境保護の観点から、事業者全体の排出係数を変えないで、お客様ごとに排出係数の違う電気を提供するというサービスは、ITのトレース機能を使えば十分構築できますので、そういったサービスが認められる制度的な措置を要望いたします。もう一つは、太陽光、風力、特にこういった自然エネルギーを国策的に普及させるというのであれば、我々のような事業者も積極的にそれに参画できるようなルール見直し、具体的には、同時同量の扱いを見直す等といった制度整備を要望いたします。

ここまでが主な課題に対するポイントの御説明でございまして、以降、説明はいたしません。詳細をずっと最後まで付けさせていただいております。

おおむね今、お話しした発電、送配電、小売の項目に分けてございますが、最後の4項目については、その他として挙げさせていただいております。その中でもグリーンイノベーションワーキングで取り上げられて、解決の方向性が出ていたもの、例えば50ページ、特定電気事業者、いわゆる特電への対応。51ページ、マンション供給の対応というものがあって、解決の方向性が示されているものの、なかなか進捗状況が外に見えてこないとい

うので、改めてフォローをお願いするものも入っております。

一応、御説明は以上です。

はしおって、分かりにくかったところも多いかと思いますが、一応、我々の御説明は以上でございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。

それでは、何か御質問なり御意見がありましたら承りますが、さて、いかがですか。どれもなかなか重いですね。かなりの論点は百年戦争めいたところがございます、どういふところが突破口になりますか。

○株式会社エネット 短期という意味ですと、やはり自治体の電源の入札などというものは直近、供給力確保の一つの手段として適宜お願いできればと思います。

○安念委員 ここでの入札は、自治体さんが電気を売るときの入札という御趣旨ですね。

○株式会社エネット そうです。

○安念委員 つまり、他の条件が同じであれば、できるだけ高いところに落とすということでございますね。

○株式会社エネット そうです。

○安念委員 ただ、どうなのでしょう。PPSさんのいろいろお困りの中での一つは、やはり安定的なベース電源を確保するのは難しいというのは前々から言われていたことだと思うんですが、その公営の水力や何かというのは、一般電気事業者さんの持っている巨大な火力発電所や原発に匹敵するものにはもちろんならないでしょうけれども、ある程度は安定的なベース電源類似のものになるという機能を御期待になるわけですか。

○株式会社エネット そうですね。公営水力とかごみ発電というものは、比較的ベース電源のパターンで電気が出てくるものですし、CO₂排出係数もほぼゼロの評価になりますので、我々の事業者努力で、環境負荷も考えながらベース電源を確保するという意味から、非常に魅力的な電源だと思っていますので、すぐにでも是非、道を開いていただければありがたいと思っていますところでございます。

○安念委員 いかがでしょうか。

どうぞ。

○松村委員 仮に入札を義務付けるとして、契約条件はそれぞれの水力でかなり違うと思います。例えば最も極端なケースですと、キロワットアワーの単価を決めているが、どういうパターンで出てきても全部引き取り、予定どおり出なくても一切罰則はない、こんな契約も多いと思います。このタイプの契約でも大丈夫だということですか。

○株式会社エネット 全てが大丈夫とは言えないんですけれども、我々もそれなりに規模が大きくなってきたので、ある程度吸収できる対象というものは広がっておりますので、選択肢が広がるという意味では、そういった条件をも含めて入札にかかることが望ましいというように考えております。

○安念委員 でも、今、既に御指摘のように、地方公共団体が自分の資産を売却するのは

入札であることが原則であるはずですが、これはどういう理屈で入札にしないというふうに売主さんはおっしゃるわけですか。

○株式会社エネット 以前、我々が直接お聞きした分では、「地方公営企業法逐条解説」というものがある、一部の抜粋なんですけれども、参考といいますか、詳細資料の 33 ページの一番下のところに書かせていただいているんですが、こういった自由化前に制定された平成 9 年の電気事業法改正のときに、公営水力の電源が、端的に言いますと、みなし卸供給事業者として扱われて、それが売り先として一般電気事業者になっているというような解釈で、ただ、この「地方公営企業法逐条解説」というものは絶版になっているらしくて、実際に売れること自体も、総務省の通達とか地方自治法といいますか、法律の方でも読み取れますので、むしろそういった、どういう理由で入札にかけていないかというのを改めて問うような声があれば、改善されて、是正されていくのではないかというように考えております。

○大上委員 何というんでしょうか、同窓会ネットワークというのか、そこら辺の人たちというのはみんな仲がいいですからね。

私、別の点でよろしいですか。17 ページで、「PPS が同時同量制御をしなくても系統運用への影響はなかった」と断言されているんですが、どういうエビデンスがあってこれを断言されているんですか。

○株式会社エネット これは震災以後、27 条発令前ではあったんですけども、東京エリア・東北エリアの供給力不足への対応として、とにかく電源を集めるという観点から、同時同量ルールは一時的に免除するので、とにかく供給力、余力があったら少しでも売ってくれという依頼で、我々は 3% を超えてどんどん売っていったわけですが、一方で震災等で供給力不足になった PPS もいて、その PPS の方は 3% 以上の不足をずっと出しながらも、ペナルティーを受けることなく運用していったというのが実態です。PPS の同時同量行為が震災以後の電力供給不足の需給運用の中で役に立たず、同時同量ルールを外して運用しても特段の影響が出なかったというのが理由です。

○大上委員 そこで言われる影響というのは何か、大規模な停電とか、系統制御が難しくなったとか、そういう問題が発生しなかった、外から見て顕在化しなかったのではないかとということをおっしゃっているわけですか。

○株式会社エネット はい。

○安念委員 でも、本当はどうですか。一般電気事業者さんはすぐに反論なすりそうですね。

○松村委員 というよりも、私の理解では、30 分同時同量制度がいかに愚かな制度かということが明らかになったということだと思います。どこかの電力会社の電源が大規模に落ちて電気が足りないという事態にも、もし 30 分同時同量ということ言えば、PPS のお客さんが少し電気を節電したら、PPS に発電量を減らすという対応を強いる制度が 30 分同時同量である。全く愚かな制度だということが明らかになった、こういう本当に緊急で、需

給の管理がものすごく必要であるというときに全く役に立たない制度であるということが明らかになった。まさにこの例で、そういう事態になったときにはそんな愚かな運用をしていられないので、とにかく目一杯出してくださいと要請された。こういうことをしたということは、まさに30分同時同量が愚かな制度であることの何よりの証拠ではないかと理解しています。技術というよりも、実際にこの局面で全く役に立たなかったということが理屈のレベルで分かったということなのだとは私は理解しています。

○大上委員 済みません、そこでおっしゃる理屈のレベルでというのは、そういった運用をすることそのものの意味のなさがはっきりしたではないか、そういうことですね。

○松村委員 はい。そのとおりです。

○安念委員 もし、そういう共通理解が確立できるなら、それはある意味で画期的なことですね。

この問題は、30分同時同量といいますか、3%のしわという問題と、それから、3%を超えたときの異常に高いペナルティーというものが両方合わさって1つの問題になっているわけですが、全然それは問題ではないではないかということであれば、ペナルティーの部分も理屈の上では当然飛んでしまうわけですから、これは非常に大きな意味を持つことになるんですが。そうだとすると、すごいという感じがするんですが、私は専門家ではないから何とも分からないんですが、どうなんですか。

○株式会社エネット 電力会社さんからの言い分からしますと、今はシェアというものは余り関係なくて、もしPPSがシェアが大きかったら、そこも少し私は矛盾していると思うんですが、シェアが大きかったら、やはりPPSの需要の変動というものも系統全体に影響を及ぼすので、そういうことも考えた上での、特に料金に関してはモラルハザードの防止であると、こんな言い方であって、本当に技術的に、今、必要だからやっているというところまでは言い切っていないのは事実です。

○大上委員 でも、モラルハザードというものを、この人たちは悪い人たちだという、何か悪いことをするのではないかというような前提に立った言い方なんです。

○株式会社エネット おっしゃるとおりで、どちらかという性と悪説から来ているものだと思います。

○金谷委員 一番突破口になり得る可能性があると思っているのは、例えば福島で送電線、高圧電線をどう活用していくかという話はかなり重要なテーマで、東京電力としてもあれですし、例えば東北電力さん自体も、送電線がもったいないというような議論が出てきている中で、その辺からの突破口というものは、このPPSの関連では何かあり得たりしないんだろうかといいますか、何か福島絡みでくっつけていくのは、持っていくのには、今回はどこかを突破するというきっかけとしてあり得ないのかなというのは1つどうなんでしょう。

○株式会社エネット PPS絡みというと、なかなかぱっと出てこないんですが、震災エリアの中で、一部には自然エネルギーで活用できるエリアもあったように聞いている

んですが、ネットワークの運用形態自体が基本的に一方向で、集中電源から需要家まで全部送る一方通行の設計になっているので、地域にある電源を地域でうまく使うという概念がなかった。使えるところをうまく使うという観点から、ネットワークオペレーションの中でももう少しきめ細かな運用ができるような改善余地はあると思うんですけれども、それがこの電気事業制度改善にどう突破口になるかという、ちょっとアイデアとして出てこない状況でございます。

○安念委員 どうぞ。

○大上委員 時間の関係もあるんですが、やはり分かりやすいストーリーを組み立てて攻め口を考えるということが1つ必要なのではないかなと思うんです。そういう意味で、私はこれを単純に見て、それから、以前からの議論なども聞きますと、例えば太陽光とか、ああいう再生可能エネルギー導入を促進したい。需要者の側はそういうクリーンな電力を、多少高くてもいいから買いたい。ただ、まさにその間で一般電気事業者が、系統接続の問題とか、こういったバランスのルールとか、そういうものでそういうことをできないようにしている。

それでは、こういうことをできるようにするために、この一連の規制というものを見直してみようではないか、そういうような何かストーリーをお考えになられているのか。これはストーリーを考えるのは我々の責任でもあるのかもしれませんが、もしそういうことで何か国民にとって分かりやすい、あるいは政治家にとって分かりやすいストーリーをお考えになれる部分があれば是非聞きたいと思うんです。

○株式会社エネット 皆さんに分かりやすいという部分ですと、なかなか供給力確保のところの事情は皆さんに分かっていただくのは難しく、普段いろいろお話をさせていただいて、分かりやすいストーリーという意味では、やはりこういった需給ひっ迫、需要と供給の最適化の中で、需要側の努力とか分散電源というものをいかに一極集中の電源とうまく合わせて活用できる仕組みを構築するか。その中で、先ほど問題提起もさせていただきましたが、スマートメーターが一つ大きな切り口になって、そのスマートメーターによって片方向の供給形態を双方向にしていく、その仕組みをつくっていく中で幾つかの電気事業制度の改革というものはつながってくる部分はあるのかなと思います。

具体的には、その中で提起いたしました需給調整にかかるコストとか情報が、今、クローズドの世界なので、27条のときもそうだったんですが、自分たちの貢献しているものは系統全体にどういうインパクトを与えているのかというのが分からないので、行動の方も適切にとれませんし、その行動をとったことに対して見返りがあるか、ないかによって協力いただける方々の範囲がまた変わってくる。それでは、その見返りの原資は何かといいますと、現在、系統運用部門が担っている需給調整コストなんです。

こういうところが、本当にもっと市場原理が働く形で明らかになってくれば、より能動的にお客様の工夫とか努力も需給バランスの中に取り込むこともできていくと思いますので、その辺りまでは1つストーリーとして組めるのは組めると思うんですけれども、冒頭

挙げました、取引所に対する電源抛出、義務的なものであるとか、そちらは段階を追って、やっとなら最後、お客様のところに価格低減とかサービス提供につながるの、非常に我々も悩んでいて、いかに分かりやすくストーリーを組んで提案とかお話をするかというのは悩んでいる部分でございます。

本当の困り具合から言いますと、いかに供給力を確保するのか。売ってほしいというお客様は幸いにもたくさんいるので、いかに供給力を確保するかということと、サービスを提供するためのインフラを整備するのか。インフラの整備のところはやはりスマートメーターが非常に大きなキーになると思っておりますので、もう一つ、供給力を確保するところをいかに分かりやすく主張できるようにするかというのは課題だと思っております。

○安念委員 他にいかがでしょうか。

どうぞ。

○伊藤委員 今日御提案いただいたお話は、ざっとお聞かせいただいて、残念ながら、この場にそぐう議論が少ないというのが正直な印象です。むしろ、これから電力システムについては制度改革の議論が始まると伺っておりますので、そちらに要請といたしましうか、提案として入れていただいた方がいいような内容が多いのではないかと思います。

ただ、その中で、この中で特にとおっしゃられた中で、公共電源の入札制の義務化で、義務化というのはなかなか難しいんですが、これは御説明されたお話でございますけれども、今は実効性がなくなっていると思われる非常に古い制度に従ってこういう形態が運用している。これを何とかしてください。ただ、これは事実上、現状では効力がなくなっているんですよということの確認を各自治体に対して通達してくださいとか、言ってくださいというような働きかけはこの会でも十分できるのではないかと思います。

法律・制度の中には、もう経年化してしまっていて、現状には全くそぐわないといいますか、即していないものがたくさんございますので、これはその中の典型的なものの一つであると思いますので、そのような通達を出していただければ、今度は御社あるいは御業界から公共体に対して、これを入札制、あるいは自分たちもこれに対して検討してやりたいといったような働きかけが行われるようなことになると思いますので、そのような方法をとっていくのが妥当ではないかと思います。

御説明いただいた中で、義務化というものはなかなか難しく、この会ではどちらかといいますと、規制・制度を運用緩和して競争原理を導入しようという議論で議論することが多いので、義務化という提案とか強制的にという提案をおっしゃられるのは、この中で議論するのは難しいものがあるように思います。

あとは、アンシラリーサービスとか、インバランス関係の料金とか、託送料金もそうですが、これは恐らく、今後の発送電分離の議論の中で、これも今後検討することになると言われている内容の中で、会計分離、それから、機能分離、この分野についてきちんと要求を行って行って、その中で、この中身の公平性・透明性を要求していくというのが恐ら

く御業界から行う提案としては妥当ではないかなというような印象を私は持ちました。

○株式会社エネット 私も、これが全てこういった場にそぐうか、むしろ御指摘のとおり、そんなにそぐわないというものもあるかと思えますけれども、やはりいろんな制度改正を検討いただくに当たって、根っこにある問題を是非共有化させていただければと思っていましたので、むしろこの場で扱う改正という意味では、アンダーラインを引いて説明した部分ではない方が項目として検討するには適しているものが入っているのではないかと思います。

○安念委員 どうぞ。

○大上委員 今、伊藤委員が言われた買取りの義務、あるいは売却の、オークションの義務化というものは、この場にそぐわないということでは私はないと思うんですが、そのことだけは確認で、要は規制・制度をどうするかというのがここのテーマであって、むしろ義務化をすべきであるというような議論は、それは我々の扱い得る範囲といいますか、我々が扱うべきテーマだと思うんです。

○安念委員 それは義務化の定義次第ですね。全てを義務化しろというのは地方公共団体の契約でもないわけですから、随契というものはどこかに余地を残さなければなりませんので、それはよろしいんですけれども、要するに初めから供給先が見えています、決まっていますというような一種のプラクティスを修正するという意味では、そのことを義務化というのなら、それは私どもで扱って少しもおかしくはないと思います。

松村先生、どうぞ。

○松村委員 私は大上委員がおっしゃったとおりだと思います。一般論として、義務化はここにそぐわないという整理は明らかに間違っていると思います。随意契約をやめ、より透明な入札にすべしという類の議論を一般論としてここにそぐわないと言われては確かに困ります。

ただ、今回のこれに関して、ここで言われているような義務化が望ましいかどうかは別問題ですが、そもそも入口としてここがそぐわないとは思わないということを大上委員はおっしゃったと思います。その点だけ確認すればいいと思います。

○伊藤委員 そういう話でしたら意義はあります。

○安念委員 さて、私どもの力不足もありまして、全ての御提案を受け止めることはなかなかできかねるとは思うんですが、それでもやれることはありますし、また、他の場で議論されることに側面から援護射撃は当然できますので、本日御教示をいただきましたことを大いに参考にしてこれから進んでまいりたいと思います。

今日は本当にどうもありがとうございました。今後とも御指導ください。

(説明者交代)

○安念委員 どうも、お忙しい中お越しいただきまして、長らくお待たせしてしまって誠に申し訳ございませんでした。それでは、引き続きまして株式会社エナリス様から御説明を賜りたいと存じます。やはり 15 分ぐらいでお願いできますでしょうか。よろしくお願

いたします。

○株式会社エナリス かしこまりました。

ただいま御紹介いただきました、株式会社エナリスでございます。どうぞよろしく願いいたします。本日は、このような御機会をいただきましてありがとうございます。

私どもなのですが、先ほどのエネットさんと同じような業界におりまして、その中でも、その下請をすると申しますか、PPS さんの業務代行をしておる会社でございます。現在登録されている PPS さん四十数社のうちの実稼働されているのが二十数社なんです、その約半数の PPS さんの何らかのお手伝いを今までさせていただいたような会社でございます。

その他に、電力マネジメントを主な業務と位置付けさせていただきまして、昨夏の 27 条対応で申し上げますと、お客様の需要をセーブするような仕組みを御提供させていただいたり、あと、他の事業といたしましては、遠隔制御・操作といったものを代行させていただいたりするようなことで、発電所とかそういったものを全て、管理規模と合わせますと約 200 万 kW 弱の電力の需給管理をしておる会社でございます。

我々の方のお願いの内容でございますが、4 ページ目を御覧いただきたいんですけども、昨年夏の状況を踏まえまして、震災による大規模電源の停止に伴い、安定供給に関する問題点としまして、どういったことが起こったかということから、まず前提条件の整理から申し上げさせていただきたいと思っております。

計画停電・使用制限といったような強制的な需要抑制策しか有していなかったということで、電力の使用状況に関する情報が不足しておりました。その結果として、インセンティブのある賢い節電ができていなかったということが挙げられると思っております。

それから、震災直後の月曜日からなんです、卸電力取引所が急に停止してしまいました、市場メカニズムに応じた取引が不可能になってしまった。これはある意味、破綻を防ぐためには非常に賢明な策であったかもしれないんですけども、先ほどの 3% 同時同量の議論とともに、一つの方法ではあったかと思うんですが、一方で、これは市場に出したいと思っていた発電事業者さんの機会をかなり奪っているという事実もございます。

あと、需要ひっ迫に応じた自家発の緊急稼働に至る経済的な仕組みがなかったということで、これは後ほど御説明させていただきたいと思うんですが、系統に連携していない自家発、こちらの方の有効活用が必ずしもうまくいっていなかったのではないかとこのころがございます。

それから、連系線容量の制約により、地域を超えた送電が行えなかったということで、これは 50Hz、60Hz の周波数変換所の問題でございますが、これは現状の容量的制約のもとで、それを越えた送電の仕組みがなかなかなかったということで、こういった問題点が認識されました。

さらに、需要家といたしましては、これは震災と関係ない部分かもしれないんですけども、供給者や電源の選択肢が実質的に限定されているということで、特に電源の選択に至っては事実上できていないというのが現状でございます。

それから、代替として期待される再エネの普及が進みにくいという環境であることと、分散電源としての仕組みもなかなか普及ができるような状況ではない。

それから、弊社はどちらかといいますと節電の方に力を入れている業者でございますので、節電事業者という位置付けが正しいかどうか、これは論点があるかと思うんですが、こういった位置付けがないがために、制度面の整備が進んでいないということで、節電に対するインセンティブの効果測定がなかなか難しいという側面がございます。

それに伴いまして、私どもの方では、次の5ページ目を御覧いただきたいんですけども、需要家が選択できて、市場メカニズムが働きやすい、開かれた電力システムの構築を目指して、下記の4点を要望させていただきたいと思っております。

1つ目は、節電事業の推進ということと、法的な位置付け、これは免許制を含めて、やっていいこと、悪いことの位置付けをしていただきたい。

再生可能エネルギーの導入促進を更に、いま一步お願いしたいということ。

需要家の選択肢の拡大をお願いしたい。

それから、系統に代表されます、電力使用情報の公開をお願いしたいということも挙げさせていただきます。

最初の節電事業の推進に当たってなんですが、自家発の活用とか、分散電源の活用、それから、そういった機器の制御、蓄電池の活用などによる需要を調整する、いわゆるネガワット取引のようなものの実施を是非御推進いただきたいと考えております。こちらは我慢の経済価値化というものが、この夏なかなかしにくかったということで、一方的な我慢を強いられて、その対価がないということで、どこまで頑張ればいいのか、その結果、こういった効果があるのかというのが分かりにくかったという面で、こちらの方をきちんと、これは言ってみれば、現在、一般電気事業者さんで持っていらっしゃる需給調整契約の部分になるんですが、こちらの方とつながってきまして、大きな工場とか大きな需要家さん、それから、一般電気事業者さんと関係の深いユーザーさんは、需給調整契約、緊急時調整契約、夏季調整契約、こういった各種調整契約をお受けされていて、そういった我慢の経済的価値というものを享受されていらっしゃる方がいらっしゃいます。

一方で、この夏のような形で多くの方々、特に大口以外の需要家の方々には我慢を努力義務とされた一方で何のメリットもなかった。実際には契約電力を下げてくださいたり、そういったメリットはあったかと思いますが、そういったことがありまして、これがなかなかイコールフットィングになっていないのではないかというような観点がございます。その辺のところを是非公平な形でお取扱いいただけるように、これは現在、こういった需給調整契約は法人契約部さんとかそういったところのmatterになってしまうので、本来、これは系統の安定維持のためにする契約だと思っておりますので、系統運用部門の御契約としていただくのがよろしいかと思うんですが、その辺のところを少し改善をお願いできればと考えております。

それに関連しまして、市場機能を活用したこういったピークカットのネガワット取引に

より創出可能な電力相当を、供給予備力として算定すべきではないでしょうかと考えております。これは一般電気事業者さん、約 10%の供給予備力を持たれていることが前提になっておられますが、これは長らく休止されている火力の維持コストとかそういったこともかなり含まれているやに伺っております。詳しいことは我々は知る由もないのですが、こういったところの二重投資になる部分。

一方で、例えばこういった大規模なビルの地下には少なからず非常用電源が備わっているということと、そういったところの二重投資を防ぐためにおいて、非連系しているような自家発、先ほどガス協会様の方でもおっしゃっていましたが、自営線の活用によっていろんなケースが非常時には使えるかと思っておりますので、こういったことを制度として是非お考えいただければと考えております。

それから、供給事業者に対しまして、この節電というものは我々、申し上げにくい話ではあるんですが、利益相反をするような部分がございます、例えばピークはカットしても、お使いになる電力量が減ってしまうと、そもそも供給事業者さんの利益が減じられる結果になってしまいますので、1つの事業体でこれをなかなか行おうとすると多少の矛盾が生じるという部分がございますので、これも新たな形で、我々も供給事業者さんにくっついて事業をしておりますので、余りおかしなことは申し上げにくいんですが、節電事業者という形で、届出のような形をさせていただいて、しっかりと利益相反を防ぐような仕組みも構築する必要があるのではないかというようなことを考えております。

続きまして、次のページを御覧いただければと思うんですが、再生可能エネルギーの導入促進ということなんですけれども、これは現在、先ほどさんざん議論に上がった部分でございますので、重複する部分は割愛させていただきたいと思うんですが、本来であれば、系統安定のために、各発電所は、少なくとも PPS の発電所は発電計画の提出が必要になっています。これは唯一除かれているものが、再生可能エネルギーの風力とかそういったものが除かれている部分がございますが、大規模なものはいずれにしても全て課されているという状態でございます。しかし一方で、一般電気事業者さんの方はそういったような計画は提出する義務がございませんので、この辺のところはイコールフットィングをお願いできればと考えております。

もうちょっと申し上げますと、今、予定がされている各小規模な太陽光発電所、こういったものがいろんなところで建設が進んでまいりますと、本来であれば、これは一般電気事業者さんに売るのであればこういった計画の提出の必要がございませんが、一方で PPS さんがそれを買われていて使われるということになりますと発電計画の提出が必要になってまいりますので、この辺のところの観点を少し、公平性の観点から同じような形でお取扱いをお願いできればと考えております。

それから、将来的な系統管理のコストを考慮いたしまして、太陽光・風力に関しては発電所の届出を行った上で、例えばこういった小規模、もしくは特殊なものに関しましてはアグリゲーターのようなものを認可していただきまして、日々の発電計画を代行できるよ

うな形をお願いできればと考えております。

あとは、再生可能エネルギーの専用中央給電指令所のようなものもお考えいただきまして、優先給電というようなことをご検討いただければと考えております。

さらに、部分供給のスキームを活用いたしまして、再エネ電源に限定して、例えば同時同量の範囲を緩和するとか、そういうようなことをご検討いただいてもよろしいのではないかと考えております。

それから、インバランス料金の件なんですけど、先ほどは高い。一般的に PPS さんは皆さん高いということなので、これは通常の値段に比べて高いというのは分かっておる話ではございますけれども、1つ、昨年の震災後に生じた現象といたしましては、インバランス料金が、当時の東京電力地区の値段で申し上げますと、30 円ぐらいに設定されておりました。ところが、普段休止していて、緊急時であるというところで立ち上げる電源といたしましては油だきの火力が主になるわけなんですけど、これをもう一回整備して立ち上げようと思えば、キロワットアワー当たり 30 円では採算が合わないという状態がございました。こういったことを踏まえますと、これは一方的な形と言いますと言いが非常に誤解を招くおそれがある難しい部分ではございますが、市場メカニズムを利用した形で、それぞれの時間帯にふさわしい料金をやはり入れるべきではないか。

これは震災の前の 2007 年の中越沖地震だったと思いますが、その当時、インバランス料金は最大で約 90 円程度に設定されておりました。ところがその後、そういったインバランス料金が電力会社さん間で払うにしても非常に高いということもあったかと記憶しておりますけれども、そういったところでインバランス料金の引下げということになったように記憶しておりますが、やはり電力市場の限界価格といいますか、このインバランス料金に張り付いてしまう傾向がございますので、その辺のところ、市場メカニズムをむしろ随分、普段は使わない価格帯かと思いますが、働かなくしてしまう可能性があつて、もっと古く、カリフォルニアの電力危機を御記憶されていらっしゃる方もいらっしゃるかと思うんですけども、これも同じように、やはりインバランス料金の低さが原因で、電力市場が破綻しているというようなことはございますので、こういったところもご検討いただければと考えております。

続きまして、3 番目の需要家の選択肢の拡大というところなんですけど、需要家の選択肢の拡大のために、供給者・電源のいずれも選択できるような仕組みを構築すべきである。現在、先ほどエネット様のお話の中にもありましたけれども、CO₂係数の関係で電源がなかなか選択できないという部分がございますので、これも柔軟な制度をつくっていただければと思っております。

こういったものの具体的な実現方法といたしましては、部分供給を活用して、アグリゲーターが電力版セレクトショップのようなものを自ら選んでくるというようなことを構築しまして、複数の供給事業者さんからの供給を前提にいたしまして、アグリゲーターのメニューから需要家が希望する組み合わせを選択できるような形もあり得るのではないかと

考えております。

さらに、需要家の選択肢の拡大のために、全ての供給者からの託送料金を明示しなければいけない仕組みを構築すべきではないかと考えております。これは具体的には、現在の電力料金の中にはただ単に電気料金という形になっていますが、この中でどのぐらい託送料金が含まれているのかということをごきちんとして明記するようなことが必要ではないかと考えております。

もし、こういうことが可能になりますと、部分供給をした場合に、今、ガイドラインがないということも後ほど述べさせていただきたい点ではあるんですけども、もしやった場合、これは今まで事例が中部地区での4件程度しかないということなんですけど、大きくまとめて1件しかないんですけども、ここの部分で、時間帯別による使用だったり、同じ時間帯でも2社で供給したりしたケースがございますので、託送料金をいかに案分するかというところに非常にポイントがあったかに記憶しております。こういったところが非常に問題になりますので、託送料金というものは1つの需要家では総額は変わりませんので、この辺のところを、電気事業者間で紛争になるようなことがないように制度設計をお願いできればと考えております。

それから、一定の条件を満たす需要家は積極的に電力取引に参加できる仕組みを構築すべきではないかと考えております。これは現在、需要家 PPS と言われているような方々は、本来は電気事業者としての目的ではないんですけども、形上は電気事業者の形をとっているというようなことがありまして、こういったことから、特定電気事業者の要件緩和等をお考えいただければと考えております。

バランシンググループ、これは複数の PPS 間を束ねて、託送の3%の範囲を拡大しようということなんですけども、これを実施するに当たって、今、詳細なガイドラインが存在しておりません。実例としては7社程度あるやに伺っておりますが、これが詳細なガイドラインがないことによって、大規模にこれを使う仕組みがございません。こちらの方を是非設定いただければもう少し柔軟な、3%同時同量のルールを活用できるかなと考えております。それから、比較的小規模の電気事業者の新規参入がこういったもので可能になってまいります。

続きまして、最後のページなんですけど、電力使用情報の公開に関しまして申し上げさせていただきたいと思っております。

課金に対する客観性の担保のために、メーターの所有と運用を分離していただければと考えております。これは PPS さんの場合もそうなんですけど、一般電気事業者さんがこれを運用している必然性が余りないというところがございますので、その他のサービスを普及させるという観点を考えても、この辺のところは必ずしも電気事業者さんが所有してたり運用している必要がないのではないかと、客観性が確保できればそれでいいのではないかと考えております。

それから、それに関連するのですが、一般電気事業者さんによる最低限の情報公開はこ

ういった形で義務付けていただく一方で、必要以上のサービス、例えば付加価値サービスのようなものです。これは例えば系統の費用でしていただくような形になってしまいますと若干、これはイコールフットィングにならないのではないかと考えますので、その辺のところを必要最低限に抑えていただければと考えております。

それから、こちらの方には書いておりませんが、先ほどの冒頭のところなんですが、地域を超えた送電の部分に関してなんですけれども、分散電源の促進をすることで、これは電力供給システムそのもののお話になるかと思うんですが、蓄電池とかそういったものの自家発蓄電池の導入促進によって系統連携の容量を太くする必然性が少なくなりますので、社会的観点から、その辺のところの議論を是非お願いできればと考えております。

私どもからは以上でございます。どうもありがとうございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。

済みません、時間の制約があって、いろいろ思いのたけはおありだろうと拝察致します。要領よく御説明をいただいて本当にありがとうございます。

何か御指摘や御質問がありましたら、どうぞ。

松村先生、どうぞ。

○松村委員 先ほど部分供給の話をして、中部地区で実績が1件と伺ったのですが、差し支えない範囲で、もう少し詳しく教えていただけますか。

○株式会社エナリス これは以前、インターネットに公開されていた情報なので問題ないかと思いますが、某PPSが大手小売事業者のグループに水力発電所を利用して供給をしたケースがございます。これは2001年くらいからしばらくの間だったと思いますが、一応その1件だけにとどまっているかというふうに伺っております。

○安念委員 そういう実例があったんですか。

○株式会社エナリス はい。ただ、これもPPSさんからしますと、例えば全体の電力料金を3%下げようというふうに考えたときに、半々で供給したとしますと、PPSさん側は6%下げないと3%下がったことになりませんので、結果的に余りいい供給方法ではないというふうに御判断されたやに伺っております。

ですので、需要家が選択できれば、その辺のところも経済合理性だけではなくて、環境性とか社会的意義とか、いろんな面で御判断いただけるかと思うんですが、なかなかその部分が、ただ買うだけのユーザーさんからしますと非常に分かりにくい部分がございますので、そこは先ほどの託送料金を別にイメージできることが仕組みとしてあったり、そういったことがあれば非常にお分かりいただきやすいやり方になるかなと考えております。

○安念委員 他はいかがでございますか。

金谷先生、どうぞ。

○金谷委員 このネガワットの推進は、具体的にどういうふうな制度設計をしていくのが一番いいと考えられていますか。

○株式会社エナリス 具体的には、現在も需給調整契約はございますので、例えばあらか

じめ決められたとき、もしくは任意の時間帯に供給事業者さん側から、ここを調達する代わりに需要を抑えていただきたい。それで、調達コストが非常に高ければ、その高いコストよりも安く、我慢をしていただけるのであれば、そちらの方を取りたいというふうにお考えになると思いますので、そちらのトレードオフの関係で、それを発動するか、しないか、御判断をさせていただく。もしくは保険的な形で我慢の予約をしていただいて、その予約に対して、そのとき、もしくは月々に平準化して、事実上の割引のような形でお支払いするとか、そういったことが制度的に考えることはできると思います。

もうちょっと申し上げますと、既にアメリカの PJM、ペンシルベニア州、ニュージャージー州、メリーランド州、あちらの市場では系統運営者がネガワット事業者という位置付けをつくりまして、発電と同じような扱いで、我慢の部分に関してきちんと検証した上で売りに出すということが可能になっております。

この形でよろしいでしょうか。

○安念委員 それは面白いですね。まず、そもそも我慢の経済価値化というのは、そういう言葉は昔からあるんですか。私はすごくいいなと思ひまして、人間、我慢だけしろといっても、それはできるものではないですね。

○金谷委員 それは何なんでしょうか。事業法なのか、どういうふうな規制なのか。

○安念委員 ですから、将来の我慢を既に約束していくのは我慢のオプションみたいなもので、それは非常に面白い。そうすると、我慢分も市場化できるということですね。

○株式会社エナリス これは取引的に申し上げますと、恐らくコールオプションを買うという形になります。

○安念委員 面白いですね。他にいかがでございましょうか。

松村先生、どうぞ。

○松村委員 すごく申し訳ないのですが、私はこれを読んで分からないところばかりです。傲慢なことを言うようですが、私が分からないところは多分、これを読む一般の人の何割かも同様に分からないと思います。今回は時間の関係でこうなったと思いますが、もう少し具体的に書き出したものを出していただけるとすごく助かります。

例えば、認可されたアグリゲーターが日々の発電計画を管理すべき、という主張は私には全く想像もつきません。太陽光や風力に関して発電の予想をするアグリゲーターがいるのならまだ分かるのですが、発電計画を太陽光や風力に関してやるというのは、何を言っているのかよく分かりません。部分供給のスキームを活用して、再エネ電源に限定して同時同量の範囲を緩和すべき。私はこれだけ読んでもどういう主張なのかさっぱり分かりません。もう少し書き下したものをいただくと大変助かります。

○株式会社エナリス かしこまりました。

○松村委員 もう一つは、具体的にこういう規制改革をしてくれると、ここに書かれたようなものにつながるという要望の部分と、その前段として、基本的な思想としてこういうことを理解してほしかったという部分を分けていただいて、特に前者の部分には、具体的

にここの規制をこう変えればこう進むと考えているという主張を明確にさせていただけると更に助かります。

○株式会社エナリス 申し訳ございません。

○安念委員 いえ、とんでもない。いろいろ教えていただいて、本当に参考になりました。

もちろん、全項目である必要は全然ないんですが、もう少し、今、松村先生がおっしゃったことに加えて、例えば認可された節電事業者というものは一体、イメージで結構なんですけど、どういうものを考えておられるのかといったようなことも含めて教えていただければ、一層有益かと存じました。全項目にわたる必要は全然ありませんので、もう少しブレークダウンしたものがあつたら、併せて御教示をいただければ大変幸いです。

○株式会社エナリス かしこまりました。申し訳ございませんでした。

○安念委員 とんでもないです。どうもありがとうございます。

本当に今日はいろいろ教えていただいて、どうもありがとうございました。今後とも御指導ください。

済みません、私の不手際で、時間を超過してしまいまして誠に申し訳ございません。本日のディスカッションはここまでにしたいと存じます。

最後に、事務局より今後の進め方についてお願いいたします。

○小村参事官 先ほど御紹介しましたように、フォローアップのヒアリングを引き続き実施します。日程の方は、仮押さえという形で幾らか候補日を取らせていただいておりますので、その中に具体的にどの項目をどういう形で当てはめるかという部分は安念委員と御相談させていただいて、追って詳細の部分については御連絡したいと思います。場合によっては、コマ数が足りないということがありましたら、また追加でヒアリングの日程調整を実施させていただくこともありますので、よろしくお願いいたします。

あと、第4回のワーキンググループの会議時間について、今、若干幅広に取らせていただいております。基本的には2時間ぐらいを考えているのですがけれども、内容によっては、また次回、詳細なリストを出させてもらって、具体的な項目の点検をいただきたいという思いもありますので、そういった中で、場合によっては時間を1時間ぐらい延長させていただいて、3時間の枠の中でやらせていただく可能性があるということで、そういう調整をさせていただいておりますので、申し訳ございませんが、お時間の方を空けていただいております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○安念委員 ありがとうございます。

それでは、今日の会議はこれで終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

今日はヒアリングにお越しいただきまして、本当にどうもお忙しい中ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。